

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和6年6月24日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：スーパーセンタートライアル佐賀大和店

所在地：佐賀県佐賀市大和町大字尼寺字五本杉596番 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後 9時

(変更後) 開店時刻：午前0時 閉店時刻：午後12時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時30分

(変更後) 午前0時00分～午後12時00分（24時間）

(3) 変更する年月日

令和6年7月17日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋亮太

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,610㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場 170台 建物北側及び東側

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 15台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 250㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 19㎡

建物敷地南側 22㎡

合 計 41㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所、建物敷地北側

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時00分～午後12時00分(24時間)

2 届出年月日

令和6年6月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和6年6月24日から

令和6年10月24日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

※受理年月日	6年6月13日
※受理番号	6-16
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和6年6月13日

佐賀県知事 殿

株式会社ニコー
代表取締役 後川慶三
佐賀県佐賀市兵庫南四丁目332番地

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル佐賀大和店
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺字五本杉596番 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後 9時

(変更後) 開店時刻：午前0時 閉店時刻：午後12時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後 9時30分

(変更後) 午前0時00分～午後12時00分（24時間）

3 変更する年月日

令和6年7月17日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 石橋亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 610㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	170台	建物北側及び東側 (資料-3 平面図兼配置図上に記載)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物北側 (資料-3 平面図兼配置図上・駐輪場)	15台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物南側 (資料-3 平面図兼配置図上・荷さばき施設)	250㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物内南側 (資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設No.1)	19m ³
建物敷地南側 (資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設No.2)	22m ³
合 計	41m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場	2箇所	建物敷地北側 (資料-3 平面図兼配置図上・入口No.1、出口No.2)

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時00分～午後12時00分 (24時間)

〔設置者、建物等の概要〕

1 変更の趣旨

地域の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、2024年3月31日を持って閉店しました「佐賀大和ショッピングセンター（フードウェイ佐賀大和店）」に替わり「スーパーセンタートライアル佐賀大和店」として新たにオープンする運びとなりました。

トライアルは、24時間営業の、どこよりも安いトライアルがお客様の近くにあることで、普段の暮らしに必要な商品を地域一番の価格でお買い求めいただくことが、豊かな暮らしを実現できると思っています。その地域のお客様にとって本当に必要な企業になることで、お客様にとっての世界最高の企業になることを目指しています。

この度、「スーパーセンタートライアル佐賀大和店」の出店を計画するに当たり、本件の趣旨をご理解の上、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

<建物設置者>

株式会社ニコー 代表取締役 後川慶三

佐賀県佐賀市兵庫南四丁目332番地

TEL 0952-20-0161

<小売業者 連絡先>

株式会社トライアル開発 代表取締役 松永健治

福岡市東区多の津一丁目12番2号

TEL 092-627-1233 FAX 092-627-1223

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

従業員に届出書及び添付資料の内容を説明することで、施設の運営方法の明確化を図るとともに、定期的なテナント会議により周知徹底を図る。

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

スーパーセンタートライアル佐賀大和店 店長

3 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し〔規則§4I①〕

別添のとおり

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者	株式会社トライアルカンパニー	2,610㎡	ディスカウントストア	食品、生鮮食品、家庭用品、衣料品等
その他の小売業者	—	—	—	—

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

[規則 § 4 I ③]

(1) 建物位置図

別添「資料-1 建物位置図(広域図)」参照

(2) 周辺見取図

別添「資料-2 周辺見取図」参照

(3) 建物配置図

別添「資料-3 平面図兼配置図」参照

(4) 各階平面図

別添「資料-3 平面図兼配置図」参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

建物敷地	13,376m ²	自己所有
駐車場用地	0m ²	—
合計	13,376m ²	

②法令上の用途等

都市計画法用途地域 第1種住居地域

③現在の利用状況

フードウェイ佐賀大和店(2024年3月31日閉店)が立地している。

(2) 計画地周辺の概要

①立地環境

建物敷地北側：主要地方道佐賀外環状線を挟み店舗が立地する。

建物敷地東側：集合住宅が立地する。

建物敷地南側：農地が面する。

建物敷地西側：戸建住宅や集合住宅が立地する。

②隣接地の用途現況

別添「資料-2 周辺見取図」参照

③基盤整備に関する事業の有無とその内容

該当事業なし

④街並みづくり計画の有無とその内容

該当計画なし

⑤都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

特になし

(3) 建物の構造及び規模

①建物構造

鉄骨造 平屋建て

②店舗面積の内訳

イ 建築面積；4,386㎡

ロ 延べ面積；4,237㎡

ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延べ面積
1 F	2,610	1,627	4,237

(4) その他の施設計画と各施設面積

利用者層が同一の併設施設		
施設名	営業面積	営業時間
①洗濯物語 (クリーニング)	42㎡	9:00～19:00
②宝くじ	10㎡	10:00～18:00
③カーブス佐賀大和 (フィットネス)	135㎡	10:00～19:00
合計	187㎡	

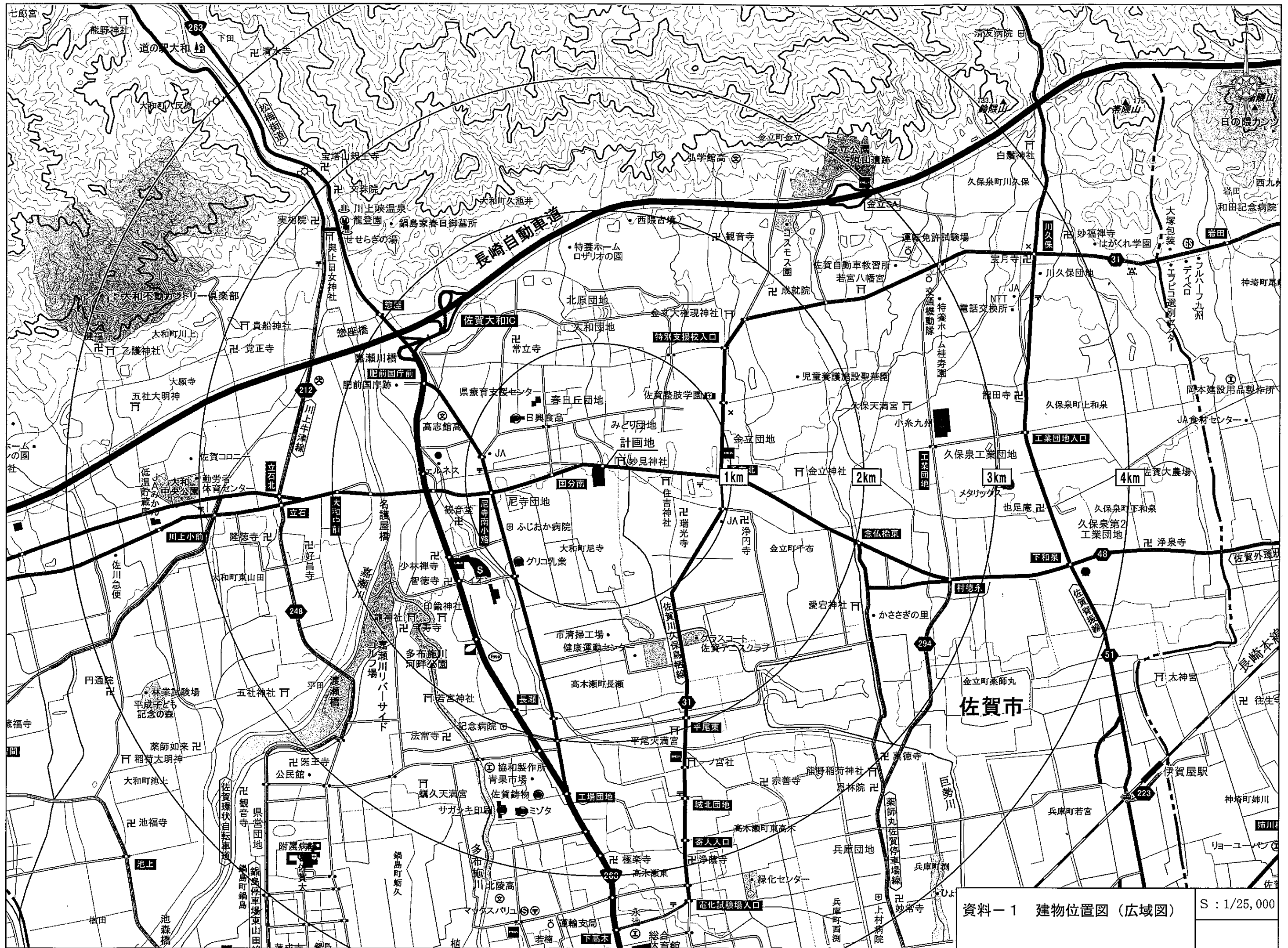
利用者層が異なる併設施設			
施設名	事業主体	営業面積	営業時間
該当施設なし	—	0㎡	—

(5) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

事前予測結果と変更後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

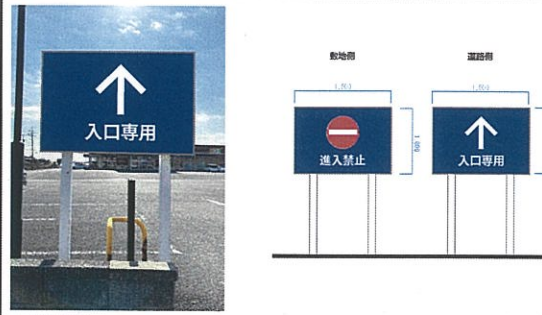
7 その他 (特記事項)

特になし

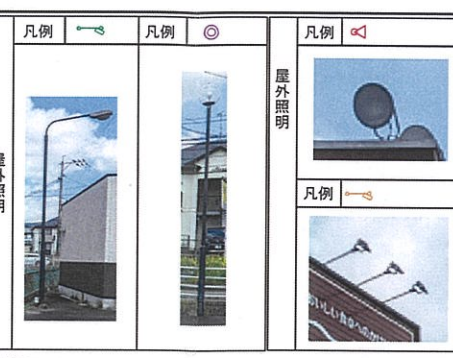
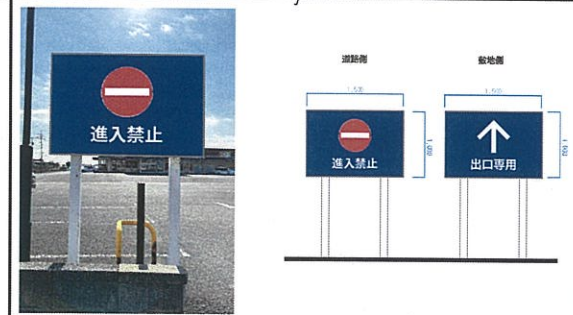


資料-1 建物位置図 (広域図) S : 1/25,000

入口専用サイン



出口専用サイン



凡例

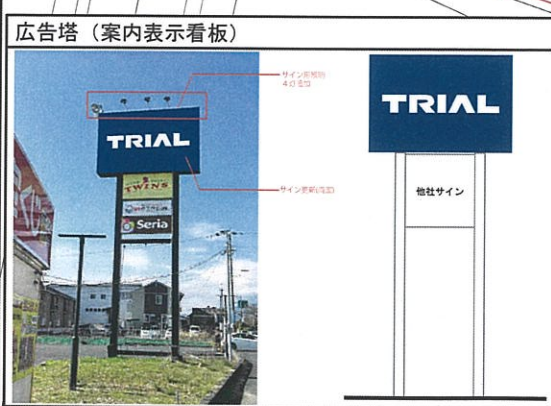
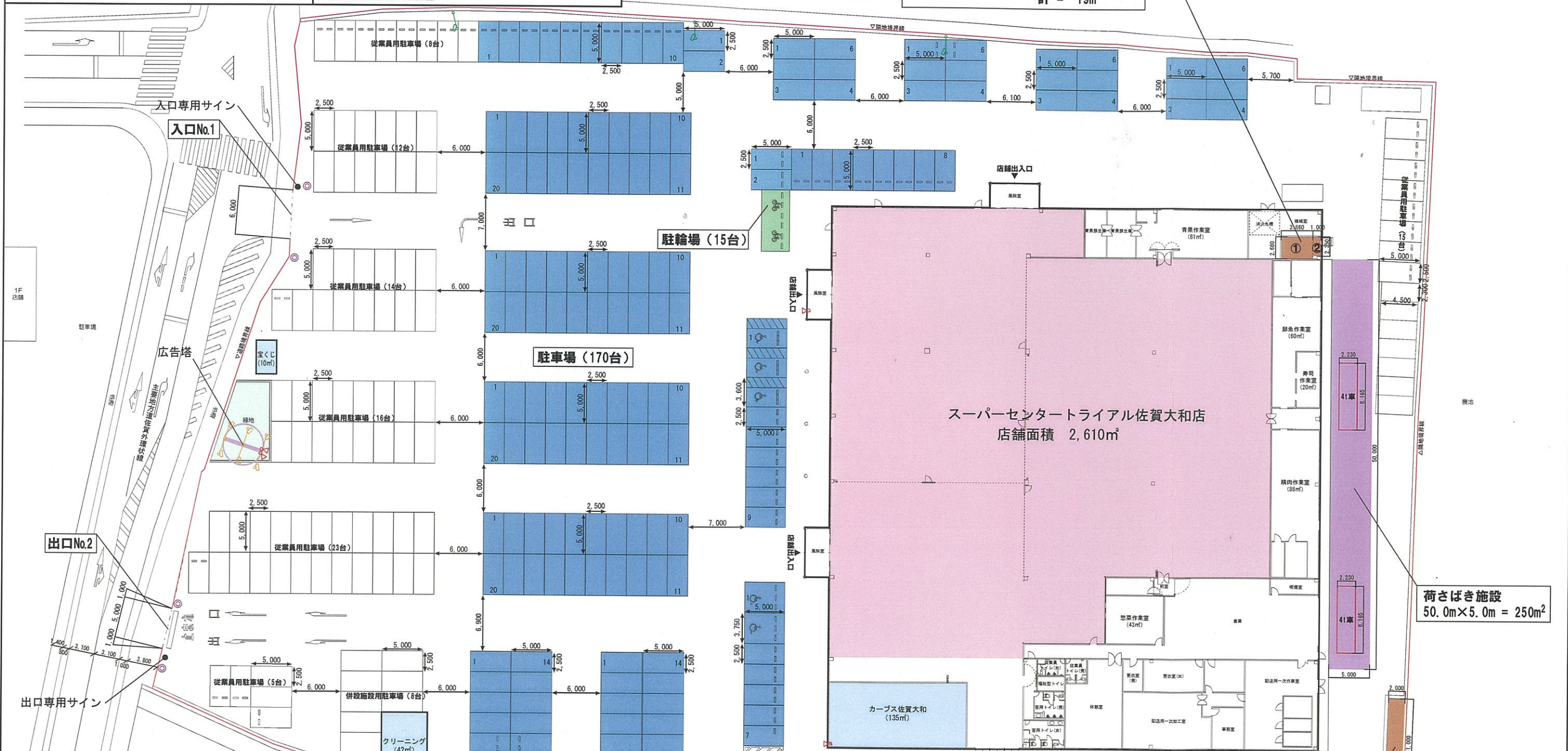
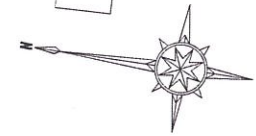
屋外照明

広告塔照明明

2F 集合住宅

2F 住居

廃棄物等保管施設No.1
 ① 2.68m×3.86m×H1.5m = 15.5m³
 (紙製廃棄物等)
 ② 2.35m×1.00m×H1.5m = 3.5m³
 (生ゴミ等・その他可燃性廃棄物等)
 計 = 19m³



廃棄物等保管施設No.2
 2.00m×11.00m×H1.0m = 22m³
 (金属・ガラス・プラスチック製廃棄物等)

荷さばき施設
 50.0m×5.0m = 250m²